

令和5年(ワ)第16325号 損害賠償請求事件

原告 江藤 貴紀

被告 一般社団法人 Colabo 外10名

被告ら第2準備書面

2023年10月26日

東京地方裁判所 民事第18部合3C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

被告兼被告ら訴訟代理人弁護士

加藤 健次

澤藤 統一郎

泉澤 章

志田 なや子

穂積 剛

児玉 晃一

今村 幸次郎代

空野 佳弘

櫻井 光政代

平松 真二郎

神原 元

外91名

本準備書面は、「本件発言」(訴状別紙発信内容目録記載第2の発言)が違法性を有しないことを述べるものである。

【目次】

第1	法規範	4 頁
2	裁判例	4 頁
第2	本件に至る経緯	6 頁
1	原告による「つきまとい」行為	6 頁
(1)	原告と被告仁藤との関係	6 頁
(2)	2015年頃からのつきまとい行為	6 頁
ア	被告仁藤の出席する記者会見に参加したうえで被告仁藤に関して虚偽の情報を含む投稿を繰り返し行う	6 頁
イ	被告仁藤及び同 Colabo に対して高圧的・強迫的な問い合わせを繰り返し行う	7 頁
ウ	前記イの行為により、被告仁藤の講演会の運営に支障を生じさせる等、被告仁藤に実害も生じたこと	9 頁
(3)	2022年8月ごろからのつきまとい行為	9 頁
ア	自身のウェブサイト及び「X」(Twitter) 上における執拗な被告仁藤及び被告 Colabo への言及	10 頁
イ	名誉毀損投稿または名誉感情侵害投稿	12 頁
ウ	被告仁藤の過去のプライベートの写真を保存したうえで被告仁藤に無断で揶揄する文言と共に繰り返し投稿する行為	12 頁
エ	被告仁藤に関係ある人物や場所への執着	18 頁
オ	拒否されているにも拘らず執拗に被告仁藤及び被告 Colabo にメールで質問状を送りつけ回答を要求したり面談を求める等の接触行為	20 頁
カ	被告 Colabo が事業に用いているバスの駐車場所（非公開のもの）を突き止めて被告 Colabo に無断で撮影したうえで写真を自身のブログに投稿する行為及び撮影動画を自身の YouTube チャンネルに投稿する行為	21 頁
(4)	本件発言の状況と発言の経緯	25 頁

2	あてはめ	26 頁
(1)	本件発言の内容	26 頁
(2)	本件発言の文脈	32 頁
(3)	当該言動の態様（手段・方法）及び状況	33 頁
(4)	当該言動の程度、特にその頻度・回数	33 頁
(5)	当該言動に至る経緯とその後の状況	33 頁
(6)	当該言動に係る当事者の関係	34 頁
(7)	年齢、職業、社会的地位等	34 頁
(8)	当該言動の動機、目的、意図等の諸般の事情	35 頁
(9)	小括	35 頁
3	結論	35 頁

第1 法規範

1 はじめに

原告は、「本件発言」にかかる請求原因として名誉感情毀損を主張するので、その法規範について述べる。

2 裁判例

- (1) 「このような記述は、間違いといった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。」(最高裁平成22年4月13日判決民集64巻3号758頁)
- (2) 「人の人格的価値その他の法的保護に値するものに対する名誉感情を害する行為が不法行為を構成するのは、右両面の理由からして、誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合ということになるだろう。換言すれば、当該行為がされた状況下においてそれが持つ客観的な意味が、相手方の人格的価値等を全く無価値なものであるとしてこれを否定するものであるか、その程度が著しいなど、違法性が強度で、社会通念上到底容認し得ないものである場合であり、実際上は加害の意思を持って甚だしい人格攻撃を行ったような場合に限られるものと解される。」(東京地裁平成8年12月24日判決判タ955号195頁)
- (3) 「上記の違法性(受忍限度を超えるか否か)の判断は、特定の者(被害者)に対する問題とされる言動の内容、その前後の文脈、当該言動の態様(手段・方法)及び状況、特に当該言動がされた時期・場所、公然性の有無(刑法231条参照)、当該言動の程度、特にその頻度・回数、当該言動に至る経緯とその後の状況、特に当該言動の前後にされた被害者による加害者に対する言動の状況、当該言動に係る当事者の関係、年齢、職業、社会的地位等、当該言動の動機、目的、意図等の諸般の事情を総合的に考慮するのが相当である。

そして、その総合考慮による判断に当たっては、我々が社会生活を営む上で他者との間のコミュニケーションを欠くことはできず、また、表現の自由は憲法に由来する重要な権利であるから、そのコミュニケーションの中で互いに自由な表現活動をするを萎縮させ、これを阻害するおそれを生じさせることのないように配慮するのが相当である」(横浜地裁川崎支部平成29年4月27日判決判例秘書L07250508)

- (4) 「(本件トピック2に投稿された本件投稿記事B1には「◇さん。これから先も、ずん愛騒動全般にずっと粘着して嫌がらせを続ける気ですか?」などと記載されているところ、)原告は、原告の名誉感情が侵害されたとも主張するところ、同記事の内容について、原告がこれを読んだときに不快な感情をもよおしたのかもしれないが、単にそれだけでは侮辱行為ということとはできないし、その表現方法も許容し得ない侮蔑等が含まれているとも言いがたいことからすると、同記事が本件投稿記事B1と同一人物により投稿されたものであるなどの原告主張の事情を考慮してもなお、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるということとはできない。」(東京地裁平成28年11月18日判決判例秘書L07133040)
- (5) 「本件投稿1及び2は、原告を「ストーカー」であるとか、「悪趣味」であるとか表現するものであるところ、同表現の前後の文章を併せて読むと、原告のインターネット上における検索行為を指して「ストーカー」、「悪趣味」と表現するものと理解でき、原告の同行為を批判する内容ではあるものの、それを超えるものではなく、また、原告を犯罪者呼ばわりするなどといったものでもない。そうすると、上記表現が、およそ誰であっても、そのような表現行為をされたならば到底容認することができないと感じる程度のものであるとは認められない。」「以上のとおりであって、本件各投稿が原告に対する名誉感情侵害に該当する旨の原告の主張は採用することができない。」(東京地裁令和3年10月29日判決判例秘書 L07632359)。

第2 本件に至る経緯

1 原告による「つきまとい」行為

(1) 原告と被告仁藤との関係

原告と被告仁藤との関係については、第1準備書面第1の3項（5ページ以下）で述べたとおりである。

(2) 2015年頃からのつきまとい行為

原告は、2015年頃より被告仁藤に関心を持ち、被告仁藤に対して以下の接触行為をしてきた（乙12～乙15）。

ア 被告仁藤の出席する記者会見に参加したうえで被告仁藤に関して虚偽の情報を含む投稿を繰り返し行う

原告が、2015年5月21日の外国人特派員協会での記者会見（乙6の1）に出席したことは原告第1準備書面・第1の3(2)に記載したとおりである。その後、原告は、被告仁藤に言及するツイートを、別紙ツイート一覧表のとおり数十回にわたって繰り返し投稿した（乙12）。

まず、同年5月23日午後5時35分に原告は、「【再掲】「日本は児童買春の国」・・・秋葉原でJKの服装をしただけの女性を写した写真を資料に、外国特派員協会で記者会見が開催 <http://echo-news.red/Foreign/the-real-scum-denounces-the-scum-business-i-as-a-shame>Q「被写体の年齢は確認しましたか？」A「してません」と投稿し、原告の、被告が被写体の年齢を確認したかという質問に対して被告仁藤が確認していない旨回答した旨を述べた（乙12別紙ツイート一覧表・1 乙16）。

しかし、被告仁藤はそのような回答は一切しておらず、原告の投稿は虚偽の事実を摘示して被告仁藤の名誉を毀損するものであった。

原告は更に同日午後6時46分にも、被告仁藤にメンションしながら、仁藤様 @colabo_yumeno 先日、外国特派員協会で仰っていた、日本で取り締まられずに流通してる児童ポルノのタイトルを頂戴できますか？ また、出演者が実際に18才未満であることの裏取りはされた上で会見されましたか？

<http://echo-news.red/Foreign/the-real-scum-denounces-the-scum-business-i-as-a-shame...> (江藤)」（乙12別紙ツイート一覧表・2 乙17）と投稿した。

そこで、被告仁藤は、原告の上記ツイートを引用したうえで、「外国人記者クラブの会見についてのデマ記事。こんな発言、私はしていません。写真の女の子たちは15～18歳と説明しましたよ。デマを流すのはやめてください。会見動画を見ればわかるのに、なぜこんなことを…？」とツイートして原告のデマを非難した（乙18）。

すると、原告は、執拗に被告仁藤のことをメンションして高圧的に問い詰める投稿を立て続けに行った（乙12別紙ツイート一覧表・3～5 乙19～21）

そして、原告の記者会見中の不審な様子や被告仁藤に対する高圧的な投稿を受けて被告仁藤は2015年5月25日までに原告のことをブロックし、原告は同日に「「日本では児童ポルノが野放しで3才や5才も出演している」という、仁藤夢乃氏の発言について質問→ブロックされる展開。」と投稿し、被告仁藤からブロックされたことを同日までに認識していた（乙22）。

原告はその後も被告仁藤及び被告 Colabo について、2015年6月3日から同年8月15日までに18件、2016年9月9日にも1件の投稿を続けた（乙12別紙ツイート一覧表・7～24 乙23）。

また、原告は、被告仁藤及び被告 Colabo に関するブログ記事（「エコーニュース」）を、別紙記事一覧表のとおり繰り返し投稿した（乙14）。原告はこれらの記事をツイートし拡散した（乙12）。

イ 被告仁藤及び同 Colabo に対して高圧的・強迫的な問い合わせを繰り返し行う

また、原告は、2015年5月21日の外国特派員協会での記者会見（乙6の1）に関連する事項やその他の事項につき、被告仁藤や被告 Colabo に対して高圧的・強迫的な問合せを繰り返し行った（乙13別紙接触行為一覧表1～12）。

例えば原告は、記者会見当日の2015年5月21日、被告Colaboの 問

い合わせフォームを通じ、「本日の外国特派員協会で児童ポルノの例として述べられていた、「水着から乳首が透けて見えるのに売られている作品」について質問です。①作品名は、何でしょうか②出演者は、確実に18才未満でしょうか？ 実はプロダクションによっては、18才以上のモデルを18才未満として売り出すことがあります、その場合は児童ポルノでない場合があります。例えばですが、弊社で報道した例として実は18才以上のモデルを18才未満として売り出すとして、スカウトを募集していたモデルプロダクションがありました。

(略) お忙しいところ恐縮ですが、5月23日の午後5時までにはメールまたはLINEでご回答いただけたら幸いです。なおLINEのIDは etotakanori になります」(乙13別紙接触行為一覧表・1 乙24)。

原告はその後2015年8月4日に被告Colaboの問い合わせフォームを通じて5月21日の記者会見内容に関する批判を伝え(乙13別紙接触行為一覧表・4 乙25)、被告Colaboが返信しないでいたところ、8月13日には被告稲葉のメールアドレスに直接連絡し、5月21日記者会見を基にした海外メディアの報道についてのクレームを伝えてきた(乙13別紙接触行為一覧表・8 乙26)。原告はこの前に、わざわざ他団体に問い合わせた被告稲葉のメールアドレス情報を入手していた(乙13別紙接触行為一覧表・3 乙28)。被告稲葉も被告Colaboも原告には一切返信しないでいたところ、原告は更に8月15日に被告Colaboの問い合わせフォームに8月13日のメール(乙26)と同趣旨のメールを送った(乙13別紙接触行為一覧表・11 乙28)。この際原告は「とくに稲葉様は熊本出身で同郷であることや、仁藤さまは私と同じく高校中退で大検から大学進学したところなど、共通点も多い」と、連絡内容と関係のない被告仁藤及び被告稲葉の個人情報にあえて言及し、これらの情報を知っているということを被告らに知らしめた。

また、原告は、2015年6月10日に被告Colaboの法人登記事項全部証明書を取得しており(乙53)、これによって登記されていた被告仁藤及び被告稲葉の住所を知ったと思われる。原告は同年8月15日には再び被告稲葉のメー

メールアドレス宛にメールを送ったが、その書き出しは「一般社団法人Colabo代表理事 ●●在住（※原文には実際の市町村名が記載）仁藤様・稲葉様」というものであり（乙13別紙接触行為一覧表・12 乙29）、8月13日付メール（乙26）及び8月15日付の被告稲葉宛のメール（乙28）と同じ質問を執拗に繰り返す、かつ、被告仁藤の住所を知っているということをあえて被告仁藤に告知する等の嫌がらせをした。

ウ 前記イの行為により、被告仁藤の講演会の運営に支障を生じさせる等、被告仁藤に実害も生じたこと

2015年8月7日、「匿名希望の30～40代と思われる男性」が、被告仁藤が同月下旬に予定していた講演主催者の埼玉県男女共同参画センターに電話し、2015年5月21日の外国特派員協会での被告仁藤の記者会見における発言について「メイドカフェが客引きをしている写真を出し、売春婦だとすることは「うそ」の宣伝だ」と非難し、埼玉県男女共同参画推進センターに対し、被告仁藤による講演をとりやめるべき、と述べた（乙27）。その内容は、被告仁藤による講演をとりやめるべきとのものであったことから、被告仁藤及び被告Coaboにおいて対応が必要となったうえ、当該講演主催者側においても、講演実施に際して警備に特別の配慮や対応が必要になる結果となった（乙27）。

なお、主催者に対して行われた問い合わせは被告の記事内容同一の内容・主張であったことから、当該問い合わせを行って被告仁藤の講演を妨害したのは原告であることが強く推認される（乙13別紙接触行為一覧表・7）。

(3) 2022年8月ごろからのつきまとい行為

原告は、2022年8月24日に自身が管理運営するサイト「エコーニュース」上に2022年8月24日に「【一般社団法人Colaboの分析】年商1億8000万円の集金力に、公称サポーター数1647名 仁藤夢乃（32歳）という権力者」という記事を投稿し（乙13別紙記事一覧表6）、被告仁藤及び被告Colaboに直接言及するツイートを同月25日から再開するようになった（乙12別紙ツイート一

覧表 26 以下)。

これは、訴外暇空茜が被告仁藤及び被告 Colabo に対し、執拗な攻撃を開始した時期である。原告は数年ほどは被告仁藤及び被告 Colabo へのネット上での言及や直接の連絡をしていなかったが、訴外暇空茜の被告仁藤及び被告 Colabo への誹謗中傷開始を見て、この時期に再び被告仁藤及び被告 Colabo へのつきまといを再開したのである。

つきまとい行為は、別紙ツイート一覧表のツイート内容及び備考欄(乙12)や別紙記事一覧表(乙14)の記事タイトル及び内容欄が示す通り、原告の投稿の中には被告仁藤及び被告 Colabo の名誉を毀損する投稿、被告仁藤のプライバシーを侵害したり執拗に詮索する投稿、被告仁藤が訪れたことがある場所を訪問しそれを報告する投稿、被告仁藤の知人らについてまで詳細に言及する投稿等が多数含まれている。

具体的には以下の通りである。

ア 自身のウェブサイト「X」(Twitter)上における執拗な被告仁藤及び被告 Colabo への言及

(7) 原告は自身が管理運営するエコニュースに、2015年には5本、2022年8月24日から2023年8月25日までには48本と、の被告仁藤または被告 Colabo に関連する記事を総数53本投稿した(乙14)。

原告は、2015年5月23日から2023年9月27日までに、被告仁藤または被告 Colabo に言及したツイートを少なくとも795件投稿した(乙12別紙ツイート一覧表1~795)。このうち2022年8月25日以降のものは770件にのぼる。

原告のツイートには、原告のウェブサイト「エコニュース」のURLを引用するものも多く、原告は、Twitter(X)及びウェブサイトを連動させながら被告仁藤及び被告 Colabo に対する執拗なインターネット投稿を展開していたといえる。

(4) ツイート一覧表(乙12別紙)の通り、原告は、被告仁藤にブロックされて

いるのを認識したにもかかわらず、ほぼ毎日のように被告仁藤に言及し、被告仁藤や被告 Colabo のツイートの更新にすこしでも時間が空くと「Colabo ツボミカフェのアカウント、動きがほぼ止まってるわね!」「仁藤夢乃のツイッター、昨日からウッキウキだったのに今日の午後7時くらいから止まってるわ?」等とツイートすること(乙12別紙ツイート一覧表・407(乙31)、715(乙32)等)からわかるように、四六時中被告仁藤及び被告 Colabo の投稿を監視していると自ら明らかにしている。

- (ウ) 乙12別紙ツイート一覧表の投稿には、原告が被告仁藤を「ゆめにゃん」と呼ぶものがある(乙12別紙一覧表272、328、329、330等多数)。原告は、ツイッターに限らず、被告仁藤のことを一方的に「ゆめにゃん」(被告仁藤の下の名前「夢乃」を元とする被告仁藤の愛称、被告仁藤は被告 Colabo の活動に関わった人や親しい友人・知人からこの愛称で呼ばれることがある)と呼んで言及する投稿も数百回以上行っている。

当然被告仁藤は原告にかかる呼称を用いることを許可したことは無く、親しい間柄の者しか用いない愛称で一方的になれなれしく執拗に言及してくる原告に対して強い生理的嫌悪感を抱かされており、訴訟対応のために必要な最低限の確認以外に原告の投稿を見ることなどない。

しかし何故か原告は「ゆめにゃんは結構マメに、ほむらちゃんの投稿を見ると思うわ?根拠は、刺さるツイートが来たらしばらく仁藤夢乃アカウントがフリーズすること。ほむらちゃん、時止め能力も当然に持ってるわよ*ただしゆめにゃん相手に限る」「ゆめにゃん、「中洲」のラーメンについてのツイート削除したね?2014年のポストを去年か今年消したの、ほむらちゃんが指摘したからと思うわ!仁藤、エコーニュースの追っかけ愛読者と見たわよ?」等と投稿し、被告仁藤が原告のツイートや記事を頻繁に閲覧していると妄想し、自身の投稿に被告仁藤が反応して行動していると思込み、そのことを顕示している(乙12別紙ツイート一覧表・741(乙33)、772(乙34)等)。

このような原告の被告仁藤に対する異常な執着と独善的な妄想に対して被

告仁藤は凄まじい生理的嫌悪感を抱いている。

イ 名誉毀損投稿または名誉感情侵害投稿

原告は、被告仁藤及び被告 Colabo について、2022年8月24日から2023年8月25日にかけて、報告書別紙記事一覧表記載（乙14）のとおり、自身が管理・運営する Web サイト「エコーニュース」に53本の記事を投稿しており、中には被告仁藤及び被告 Colabo の名誉を毀損するものが多数含まれる。

記事の内容は、例えば、「被告仁藤や被告 Colabo が政治目的のためであることを秘して福祉名目で保護対象の女性らに近づき、当該女性らを辺野古での基地建設反対運動等の政治運動に動員している」（乙14別紙記事一覧表・31、乙35）、「被告 Colabo が東京都にラッピング修理費として、本当の修理の予定がないにもかかわらず150万円を、タイヤ代と同じように請求していた疑いがある」（乙14別紙記事一覧表・49、乙36）、被告仁藤が、被告 Colabo が受領すべき講師謝礼を受領していることから、被告 Colabo は非営利型一般社団法人の要件を欠いており、被告 Colabo は大量脱税を行っている（乙14別紙記事一覧表・52、乙37）といったものである。

ウ 被告仁藤の過去のプライベートの写真を保存したうえで被告仁藤に無断で揶揄する文言と共に繰り返し投稿する行為

(7) 被告仁藤は2011年頃に、プライベートな写真を友人らと共有するために「フォト蔵」という SNS サービスを利用し、現在とは別の Twitter アカウントを用いて Twitter でも共有していた。

原告は被告仁藤に関する情報をネット上で詮索する中でこれを発掘し、被告仁藤の写真を863点保存したとして、2022年9月5日、「[一般社団法人 Colabo] の分析 (12) 仁藤夢乃氏の削除したツイッターアカウントと投稿内容で見るコラボ・・AKB を踊りアニメファンで下ネタ好きの意外な素顔」とのタイトルの記事を投稿した（乙14別紙記事一覧表・17、乙38）。また、この記事を引用して、ツイッターに「仁藤夢乃氏、2011年に投稿の SNS 写真が863点、見つかる。今と言ってることがかなり違う

<https://echo-news.red/Japan/Nito-Yumeno-Dancing-AKB-48> AKBを踊り、マクロスの電車で喜び、メイド風の写真を含む画像はあげていたり・・・←現在のキャラは作っている可能性がある」と投稿した（乙12別紙ツイート一覧表43・2022年9月5日付ツイート（乙39））。

原告はこの後も何度も「フォト蔵」経由で入手したと思われる被告仁藤のプライベートな写真をツイートで引用し、「父母との関係も良好」（乙12別紙ツイート一覧表・60 乙40）「仁藤さん、ここ4年ぐらいはお母さんの悪口言ってるけど2015年には関係良好ぽいのよね 高野山に出張した帰りに、腕組んで551食べてるわ」（乙12別紙ツイート一覧表・365 乙41）「記念に、仁藤夢乃と妹とパパの初詣写真アップしとく」（乙12別紙ツイート一覧表・664 乙42）などと被告仁藤の家族関係に至るまで、私生活に関する様々な憶測や詮索を投稿した。

原告は、被告仁藤のツイート画像におけるビールが写っている写真を3枚並べ（被告仁藤の2011年8月31日撮影写真、2013年4月13日ツイート写真、2015年7月31日ツイート写真）「食卓に並ぶお酒が、①スーパードライから②第3のビールを経て③プレミアムモルツ、へと成り上がる軌跡」と投稿するほど（乙12別紙ツイート一覧表46 2022年9月9日付ツイート（乙43））、被告仁藤の古いツイート投稿も含めて熟読し、独善的な思い込みとしかいいようがないスーリーの材料を探していることがわかる。

原告は、乙12別紙ツイート一覧表の通り、被告仁藤の「裏垢」（通常使うアカウントと別のアカウントという意味のネットスラング）を把握し、その写真を全て保存していると繰り返し自己顕示している（乙12別紙ツイート一覧表・43（乙39）、44（乙44）、77（乙45）、109（乙46）、423、516、629等）。

当然のことながら、原告は被告仁藤の写真を掲載していいか尋ねたことすらなく被告仁藤が原告に対して自身の写真を転載することを許可したことなどあり得ない。

(イ) 原告が保存した被告仁藤の私生活の写真には水着姿のものもある。この写真は、何ら卑わいな写真でもない、単なる友人とのレジャーのスナップ写真という性質のものであるにも関わらず、原告は「ゆめにゃん、自撮りの水着をアップしてたのよね 掲示板の水着画像スレに貼られるぐらいに男ウケするやつこれで「性的消費ガ一」とか笑うわ？訴えられたから、書面で出す」(乙12別紙ツイート一覧表・528 乙47)等と、殊更に性的画像であるかのように揶揄する文言と共に、繰り返し被告仁藤の水着姿の写真を投稿する行為に及んでいる(乙12別紙ツイート一覧表・528～530、532等 乙47～乙49)。

原告は2022年9月5日には既に「2011年に投稿した写真が863点見つかる」(乙14別紙記事一覧表・17 乙38)と述べており、水着の写真も同日頃には入手していたはずである。原告が「半年前に、記事出して、削除する猶予は与えたからね？」(乙49)とツイートしていることから、原告は、被告仁藤の水着姿の写真を入手しながらあえて半年間、他の写真のようにウェブサイトに掲載することは控え、掲載のタイミングを見計らっていたことがうかがえる。

原告は2022年9月5日付記事(乙38)に2023年3月6日に追記として被告仁藤の水着姿の写真を掲載した。この記事を拡散した原告のツイートの「訴えられたから、書面で出す」(乙47)とあることから、被告仁藤及び被告 Colabo が2023年2月22日に原告を提訴した後にあえて意図的に被告仁藤の水着姿の写真を投稿したことは明らかである。

原告のこの投稿に対して、原告のフォロワーから「記事を見ても水着画像はなかった・・・(怒)」と、水着画像掲載を要求する趣旨のリプライがなされ、原告が「追加したわ！」と返信し、同フォロワーが「ありがとうございます！」と返信するやりとりがある(乙47)。このやりとりからも明らかなように、原告は、このように、被告仁藤の水着姿を興味本位で閲覧しにくる第三者のフォロワーが多数いることを期待し、いわば被告仁藤の水着姿を晒し上げて辱め

る目的でこのような投稿をしたのである。

原告のこのような投稿には、自ら被告 Colabo 及び被告仁藤に対し執拗な誹謗中傷をしておきながら、同人らに提訴されたことに対する逆恨み、意趣返しという意図があるのは明らかであり、断じて許しがたい卑劣な嫌がらせである。

(ウ) 原告による、被告仁藤のプライベートな写真の投稿として特に悪質なのは、被告仁藤が食事をする写真について「擬似フェラ画像」等と称して繰り返し投稿する行為である。

a 原告は、2022年11月8日以降、被告仁藤がフランクフルトを食している際の写真（以下「本件写真」という）を被告仁藤に無断で引用したうえで「仁藤夢乃氏が、食品で擬似口腔性交した自撮り画像」「ゆめにゃんの擬似フェラ画像」「仁藤氏が今年までずっと擬似フェラ自撮り画像をアップしてた」「ゆめにゃんのお下劣写真」等と投稿して繰り返し被告仁藤を中傷した（乙12別紙ツイート一覧表・109（乙46）、315（乙50）、321（乙51）、556、632、737、745、746、776等多数）。

「フェラ」とは、「フェラチオ」の略語であり、「フェラチオ」とは、性交渉において、相手の男性器（陰茎）を舌を使って刺激する口腔性交を意味する言葉である。

すなわち、原告の投稿はいずれも、「擬似口腔性交」「擬似フェラ」「お下劣」という卑わいな表現を用いて、被告仁藤がフランクフルトを男性器に見立てて擬似的に口腔性交している写真であると侮辱するものである。しかし、本件写真は、単に被告仁藤がフランクフルトに口を当てているというだけの構図のものであり、この構図のみをもって「擬似口腔性交」と解するのはあまりに荒唐無稽で、被告仁藤を性的に中傷し貶めようという悪意を持って強引にこじつけた解釈としかいいようがない。このような強引な解釈をした上で性的中傷を繰り返すのは著しく品性を欠く行為である。

b そもそも本件写真の撮影経緯については以下の通りであり、構図のみならず経緯からしても、およそ「擬似的に口腔性交を模した写真」と解釈するの

は失当である。

2011年5月、当時大学生だった被告仁藤は、学生団体『Colabo（コラボ）』を結成し、東日本大震災後のボランティア活動を行ったが、その活動の中の主要なものの一つが「たまげ大福だっちゃん」というミニ大福セットの商品化・販売だった。

「たまげ大福だっちゃん」は、東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県の女川高校の生徒たちが、「自分たちから地域を元気にしたい」「東北を応援してくれる人に感謝の気持ちを伝えたい」という想いで「笑顔・幸せ・楽しくなれる」をコンセプトに開発を進めた商品であり、被告 Colabo と大沼製菓の協力の下商品化・販売された。

被告仁藤は、2011年6月から3か月間毎週女川高校の生徒たちとミーティングを行い、「たまげ大福だっちゃん」の開発に全面的に協力した。そして、完成した「たまげ大福だっちゃん」は2011年の9月以降、東日本の各地の高校や大学の文化祭、地元の産業祭などで販売され大好評を博し、その売上の一部は東日本大震災の被災地の復興のために高校生が行う活動資金として活用された。

被告仁藤自身も、高校・大学の文化祭、地元の産業祭などでの販売活動に携わっていたところ、その一環として、2011年10月29日に宮城県の加美農業高校の文化祭に訪れることになった。

そこで、同日、被告仁藤は加美農業高校において、文化祭の様子を発信して集客するために、文化祭を満喫している様子の写真として本件写真を撮影し、「加美農業高校、たまげ大福だ・・・」という、「たまげ大福だっちゃん」が好評発売中であるという旨の文章と共に本件写真を写真投稿サイト「フォト蔵」に投稿したのである。原告はこの文言が入った本件写真を保存し、自身のウェブサイト（2022年9月5日20時42分付記事 乙38）及びツイッター投稿もしている（乙39）。

c. 原告は、2022年8月26日付の2本の原告ウェブサイト記事（乙14

別紙記事一覧表7, 8 (乙52~乙53)において、加美農業高校の文化祭の写真や「たまげ大福」が販売された経過がわかる当時の新聞記事などを掲載しており、被告仁藤が被災地支援活動の一環として本件写真を投稿したことを認識していた。それにもかかわらず原告は、本件写真を用いて被告仁藤を性的に中傷するために、ただフランクフルトを口に近づけたポーズであるというたった一事をもって、本件写真を何度も投稿して「擬似フェラ画像」と揶揄しているのである。

d 被告仁藤は、自身が原告として本件訴訟の原告を訴えて現在御庁に係属中の別件訴訟において、原告が本件写真を投稿して「擬似フェラ画像」と中傷することは違法であると主張している。

これに対し原告は、そのような投稿を控えるどころか、より一層頻繁に「擬似フェラ画像」「フェラ画像」「ゆめにゃんのフェラ」といった文言を連呼して被告仁藤を侮辱する投稿を繰り返すようになった。

それどころか原告は、自身の準備書面(乙55)において「本件写真は、多くのポルノ作品で用いられているフランクフルトソーセージを男性器に見立ててあそぶ典型的な性的表現と一致しており、そのような文脈でなければ通常行われることがないような姿態を撮影したものである。本件写真を、擬似口腔性交、擬似フェラと認識するのは、これを閲覧した通常の判断能力を有する一般人の通常の感想である」とまで主張し、更には「フランクフルト フェラ」でGoogle検索した画像等、70枚を超える大量のポルノ画像を書証として提出するにまで及んだ(乙56)。これらの画像は、あからさまにフランクフルトを男性器に模して口腔性交する女性の姿態の写真が多数掲載されているものであるところ、どの写真も被告仁藤の本件写真とは全く異なる構図であり、本件写真には口腔性交を模倣する要素など無いことをかえって明確に示している。原告は裁判の証拠としてこのような画像を送りつけ、被告仁藤に見せつけることによって、被告仁藤の写真がポルノと同じ性質であると執拗に繰り返しているのである。このような行為は性的嫌がら

せであり、被告仁藤に強い生理的嫌悪感と精神的苦痛を生じさせることそのものを意図した極めて悪質なつきまとい行為である。

原告は「仁藤夢乃さん一派に「弁えて」もらいたかっただけよ」（乙12別紙ツイート一覧表244・乙57）と述べている通り、被告仁藤に「弁え」させようという目的で、あえて被告仁藤に嫌悪感を抱かせることを狙って、被告仁藤を性的に中傷する投稿を繰り返し、訴訟上の主張においてまで被告仁藤を貶めようとしているのである。

- (エ) 原告がこのような、被告仁藤の大学生時代のプライベートの写真を大量に保存し、被告仁藤に無断で大量に原告のウェブサイトやツイートに掲載し、揶揄・侮辱する原告の投稿は、被告仁藤のプライバシー・名誉感情・肖像権を強度に侵害している。

エ 被告仁藤に関係ある人物や場所への執着

- (7) 原告の被告仁藤に対するつきまといは被告仁藤や Colabo に留まらず、被告仁藤の知人や関係者についての詳細な言及にも及んでいる（乙12別紙ツイート一覧表47、52、53等）。

- (4) 特に、被告仁藤が自著「難民高校生」（乙2）で言及している予備校で講師をしていた阿蘇敏文牧師について原告は執拗な投稿を繰り返し、同人に言及した投稿は2022年9月2日付ツイート（乙12別紙ツイート一覧表41）、同月11日付ツイート（乙12別紙ツイート一覧表49）、10月16日付ツイート（乙12別紙ツイート一覧表78）等多数回にわたる。原告は、阿蘇牧師の墓地（茨城県龍ケ崎市）にまでわざわざ出向いて墓石の写真を撮影し、
「Colabo と仁藤夢乃氏は、社会活動の名目で私益をこれ以上、追求することがあってはならない団体と人物です

<https://twitter.com/echonewsjp/status/1619313454699139072?s=20&t=LwzarXj8jAILGKHKf70fDw...> それを許せば、日本の社会が壊れます 私は、仁藤氏を社会活動に引き込んだ阿蘇敏文牧師の眠る牛久の百人町教会墓地に仁藤氏が横たわるまでその不正義を追い続けます」（乙12別紙ツイート一覧表475・

2023年1月28日付ツイート（乙59）と墓石の写真を掲載して投稿した。原告は直後に同趣旨のツイートをし、「仁藤夢乃氏の業が果てて、安らかに阿蘇夫妻と成仏する日まで、私は彼女を許さず追いつけます」（乙12別紙ツイート一覧表476）とも投稿を重ねた。

これらは、被告仁藤が生きている限り、「不正義を追いつける」という名目を掲げながら被告仁藤につきまとい続けるという宣言にほかならない。また、早期に被告仁藤が死去することを望んでいるとも読める投稿であり、被告仁藤に強い不快感と恐怖感を与えるものである。

(ウ) 被告仁藤は被告 Colabo の YouTube チャンネル(2023年8月7日投稿『夜の街から』vol.10 (乙60))において、フィリピンのマニラ市で買春のためにフィリピンまで渡航する日本人男性を批判し、その実態について報告した。

すると原告は、「現地取材」と称してわざわざマニラまで出向き、被告仁藤が動画で言及した店舗に「調査」と称して赴くことまでし、これを自身のウェブサイト記事(乙14別紙記事一覧表・53 乙61)に掲載し、ツイッターにも投稿した(乙12別紙ツイート一覧表・708 乙62)。

原告は「現地取材」の報告として自身のウェブサイト記事(乙61)に「一般社団法人 Colabo 代表の仁藤夢乃氏が、夜の街からシリーズという YouTube にアップしている動画で、あたかも買春施設のように語っていたフィリピン、マニラ市内の店舗「ORANGE5」が、売春施設とはほぼいえないことが現地取材の結果、分かった。仁藤夢乃氏は、この動画を根拠に Twitter で寄付を募っており、実態と異なる女性の貧困を謳って自己の団体に集金する行為は詐欺罪を構成する可能性がある」と、被告仁藤の行為が犯罪にあたるまで述べた。

しかし、原告は、被告仁藤が「ORANGE」という店舗を「買春施設」という前提で被告仁藤が述べたことを実態と異なると決めつけているが、そもそも被告仁藤が語ったのはそのようなことではない。被告仁藤がマニラからの報告で述べたのは、日本語の店名を冠したり、日本の女子高校生の制服を着た女性がいるなど明らかに日本人の客をターゲットにした店舗が並ぶエリアを歩くと、業

者の男性が「若い女の子がいるよ」「この子たちどう？」と買春をもちかけてきたり、実際に日本から買春目的でマニラ渡航し、気軽に買春する男性が大勢いる実態についての問題提起である。原告が「現地取材」と述べる「ORANGE」という店舗について被告仁藤が述べたことは「ORANNGE」と書いてある、「ミュージックラウンジ」とありますけど、女性たちと飲める、そのあとには性的なことを交渉できる、そういうお店がたくさん並んでいるんですよね」(乙60)ということであり、その店舗内で買春できると述べたわけでもない。原告は被告仁藤が述べたことを悪意をもって歪曲した上で、犯罪にあたるまで述べており、極めて悪質な誹謗中傷である。

海外であっても、被告仁藤が出向いた場所を「現地取材」と称して追いかける原告の行為は常軌を逸したつきまといである。

オ 拒否されているにも拘らず執拗に被告仁藤及び被告 Colabo にメールで質問状を送りつけ回答を要求したり面談を求める等の接触行為

(7) 原告は、被告仁藤から「X」上において2015年8月に既にブロックされているにもかかわらず、乙13別紙接触行為一覧表の通り、被告 Colabo や被告仁藤に対して執拗に被告仁藤及び被告 Colabo にメールで質問状を送りつけて回答を要求する等の行為に及んでいる(乙13別紙接触行為一覧表)。

とりわけ、2022年11月19日、原告は被告 Colabo に対して被告 Colabo が保護している少女達の住所や被告仁藤の住所について答えるよう求めるメールを送っており(乙13別紙接触行為一覧表 乙30)、被告らは原告による晒し行為や直接的な加害行為を警戒する必要性が生じた。

(i) 原告は、2023年3月11日には、被告仁藤が登壇するイベント会場に現れ、警戒していた受付で入場を断られた。

原告はその2日後の3月13日には、被告 Colabo の問い合わせフォームを通じ、「3月11日13時から16時の福武ホール地下2階で行われた、仁藤夢乃氏登壇の講演会について2点、質問です。

1 稲葉隆久様は会場におられましたか。

2 会場で、客席を含む範囲を稲葉隆久氏が撮影していたという話を聞きました。これは間違いないでしょうか。

3 稲葉隆久氏は、有限会社アジュマの役員または従業員でしょうか。」とメールを送ってきた（乙68）。

(ウ) 被告仁藤も被告稲葉も被告 Colabo も原告には一切返信していない。

それでも原告は執拗な態度を変えず、2023年8月5日には被告 Colabo に対し「一度、腹を割って話しませんか?」「裁判も結構ですが、堂々と言論でバトルしませんか」と面談や討論の要求までしてきた（乙13 接触行為一覧表25・乙70）。

被告らがこれに返信しないでいたところ、原告は、何らかの方法で被告代理人伊久間弁護士のメールアドレスを知り、同月10日には伊久間弁護士にメールを送り、被告仁藤の動画（乙60）について批判的に言及した。原告は更にこのメールを被告稲葉にも送った（乙69）。

(エ) 原告のこれらの付きまとい行為に対して、被告仁藤はいつ原告が直接的な加害行為に及ぶか分からないという不安感を抱かされている。

カ 被告 Colabo が事業に用いているバスの駐車場所（非公開のもの）を突き止めて被告 Colabo に無断で撮影したうえで写真を自身のブログに投稿する行為及び撮影動画を自身の YouTube チャンネルに投稿する行為

原告は、2022年11月4日、「「一般社団法人 Colabo」の分析（29）ピンクバスの謎・・・コラボが頻繁に交換費用を計上のタイヤ、なぜか8年前の2014年製造と刻印 車体確認で判明」とのタイトルの記事を投稿した（乙1）。

本件記事の作成に当たって、原告は、被告 Colabo が事業に用いているバスの駐車場所（非公開のもの）を突き止めて2022年10月30日に被告 Colabo に無断で撮影し、その際のバスの写真及びタイヤの写真を上記記事に掲載している。

さらに、原告は、2022年11月29日、「社団法人 Colabo のピンクバス、老朽化所が修理されていない・・・仁藤夢乃氏と弁護団主張のバス傷は?」「コラボのピンクバス、左側車体とホイールは・・・やはり劣化が著しいホイールとラ

ップ」とのタイトルの2本の動画を、同年12月2日には「仁藤夢乃氏・Colaboが「刃物でバスに傷」の現場石ころがたくさん・・・石でなく刃物を使う合理性に疑問」とのタイトルの動画を自身のYouTubeチャンネルに投稿した。これは前記無断撮影の際の動画である(乙15別紙動画一覧表・1～3 乙63～65)。

2022年9月6日に訴外暇空茜が被告Colaboが業務に使用するバスの駐車場所をツイッターに晒したことで、非公開としていた駐車場所が不特定多数に知られることとなってしまう、更には同年10月18日には、何者かがその駐車場でバス車体を刃物状のもので傷つけるという器物損壊事件が発生していた。被告仁藤はすぐにこのことを警察に届け、また、ツイッターでも投稿した。原告はこのことを知ってバス駐車場現地にやってきたのであろう。

支援対象の女性やスタッフの身を守るためにバスの駐車場所というのは被告Colaboにとって重大な事業活動上の秘密だった。現実には器物損壊事件が発生してしまったという非常事態を受け、被告Colaboは安全対策に追われ、普段であれば必要がない高度の警戒態勢を余儀なくされていた。

原告がバス駐車場にやってきて、無断でバス車体を撮影したのはこのように被告Colaboの安全が強く脅かされていた時期であった。それにもかかわらず、原告は上記行為に及んで、被告Colabo及び被告仁藤の活動を脅かした。

かかる原告の付きまとい行為及び晒し行為によって被告Colaboは警察に逐次状況を共有したり活動の際に周囲を警戒したりする必要性が生じ、被告らの活動に甚大な支障があった。

キ 被告Colabo事務所を訪問したり、その周辺にたむろして事務所を見張ったりして被告仁藤の住所を突き止めようとする行為及び被告仁藤の住所と思わしき場所を晒し上げる行為

2022年11月14日、原告は、「「一般社団法人Colaboの分析」(35)仁藤夢乃氏、居住実態のない新宿事務所に住民票を移転か 公正証書原本不実記載罪・公職選挙法違反(詐偽登録罪)などの疑い」と題する記事を自身のウェブサイト投稿した(乙14別紙記事一覧表・40、乙66)。

この記事には、「このオフィスビル3階の消灯時間を筆者は先週の日曜深夜（あるいは月曜）から土曜夜まで確認していたが、遅くとも11時ほどには電気が消えており、また11月12日の土曜日は午後5時から午前2時まで一度も電気がつくことがなくて、旅行に出掛けていたのかあるいはオフィス自体が定休日だったように見受けられた。」との記載がある。

すなわち、原告は、2022年11月6日から同月12日にかけて被告 Colabo 事務所を訪問したり、その周辺にたむろして事務所を見張ったりして被告仁藤の住所を突き止めようとしていたのである（乙13別紙接触行為一覧表・13～19 乙66）。

また、本件記事には、「実はコラボ本部、ハンロクビルの斜め向かいには、15年ほど前から営業している深夜営業のカフェバーがある。その店内の大きな窓からコラボ本部の南側を見渡せるのだ。」「そして読者の情報提供により、この店の常連という方と都内某所で会うことができた。そこで「仁藤夢乃さんという方知ってますか。その方の事務所本部が（カフェバーの）斜めむかえ前の建物なんです。そこに住んでると住民票に記載してるんですよ。夜とか、生活してるような時間に電気ついてます？」と尋ねた。すると「あそこが本部事務所とは全然知らなかったけど、夜の遅くに電気がついているとか生活なんて印象はないです。」ということであった。」との記載もある。

すなわち、被告は、被告 Colabo の周辺店舗の人間にまでわざわざ尋ねて被告仁藤の住所や生活実態を突き止めようとしていた。

さらに、上記ウェブサイト記事には、「4点目に他の住居の存在可能性がある。歌舞伎町の雑居ビルに生活していないならどこか他に、仁藤氏が住んでいることになるが、その候補はきちんと存在する。バスカフェの「ナンバープレート」と、バスカフェの終了時間、それに仁藤氏のかつての住居といった情報があるので、それらを傍証として推論しよう。」「まず、筆者が確認したコラボのバスは普段は神奈川県の駐車場を使っている。なのにバスが「多摩」ナンバーなのだ。駐車場の所在地が都道府県などの自治体の境を超える場合、ナンバープレートは駐車場

の所在地でなく使用拠点のものを利用することとなっている。したがって、コラボのバスは所有者がコラボになっているのかそれとも役員個人名義で登録しているかは不明なものの、使用拠点は東京市部のはずだ（仮にそうでなくて、使用拠点と2キロ以上離れた場所に駐車場を置いていて関係ないナンバープレートを表示した場合、細かいがいわゆる「車庫飛ばし」となって別途、犯罪が成立する。）」「そして車庫の場所は上記の通り使用の本拠地から直線距離で2キロメートル以内としなければならない（チューリッヒ保険リンク記事参照）ところ、その範囲内、東京・市部の某所に、仁藤夢乃氏がかつて住民票を置いていた物件がある。このマンション一名前をAとするがその602号室は、登記簿を調べると仁藤姓の2名の共有となっている（持分割合などは省く。また彼らと仁藤夢乃氏との属柄は不明）。そして602号室の表札は「稲葉」となっていた。」との記載に加えて被告稲葉の表札の写真及び「仁藤」名義で所有権保存登記がなされているマンションの一室の登記簿がある。

そして、被告は「仁藤夢乃氏はコラボ理事の稲葉隆久氏と事実婚の関係にある旨を（いくつかの発言をつなげると少なくともわかる形で）公言している。だとすると新宿の風呂なしオフィスビルよりはよほど、稲葉氏と一緒に今も、仁藤姓の方々が所有する東京某市のマンションで生活している方が自然である。」と結論づけ、被告稲葉と被告仁藤の関係について言及しながら被告仁藤の住所について突き止めようとしている。

当時、被告 Colabo や被告仁藤には大量の送りつけ等の嫌がらせや殺害予告・強姦予告がなされており、被告仁藤にとって自身の住所情報は自身の身を守るためにけして第三者に晒されてはならないプライバシー性の極めて高い個人情報だった。

それにもかかわらず、このような原告の被告 Colabo 事務所を訪問したり、その周辺にたむろして事務所を見張ったりして被告仁藤の住所を突き止めようとする行為及び被告仁藤の住所と思わしき場所を晒し上げる行為により被告仁藤は身の危険に脅かされることになった。そして、被告仁藤は原告の付きまといや

原告の記事を読んだ第三者による加害行為を避けるために必要以上に身の回りを警戒せざるを得なくなった。

さらに、原告は、2023年1月13日、当該記事と同内容の動画を投稿し、被告 Colabo のオフィスの消灯時間一覧表を流すなどした（乙13別紙動画一覧表・15 乙67）被告仁藤のプライバシーを再び強度に侵害した。

(4) 本件発言の状況と発言の経緯

ア 本件発言は、2022年11月29日、被告 Colabo と被告仁藤を原告、訴外暇空を被告とする名誉棄損訴訟についての記者会見でなされたものである。

イ 記者会見の内容や状況は、第1準備書面第1の5項（11頁～）で述べたとおりである。

すなわち、本件記者会見は、冒頭で本件意見書を配布したうえ、まず弁護団より提訴を報告するとともに、訴外暇空の主張に対する反論を述べ、さらに被告 Colabo の理事らがハラスメントに立ち向かう決意を述べたのち、参加した記者らから質問を受けるというものであった。

ウ 記者からの質問の中で、朝日新聞の記者は「補助金の不正受給っていうのがどんなデマなのかっていうのを改めて教えて頂いて良いですか」と質問をした（23頁）。

これに対し、被告太田が「あと例えばタイヤの不正っていうのもやたらとバズったりするんですけど、タイヤっていうのはQ5なん ですけれども、何かって言いますと、情報公開請求によって暇空茜さんは過去の都に提出している、要は予算と決算を出す訳ですね。年度初めに事業計画書出して、終わったら実施状況報告出す訳ですけれども、毎年のようにタイヤに関する費用を都に、予算に計上しているんです。それは Colabo の事業では車が物凄く大事で、長距離走行するので、タイヤがすごく痛んで交換が要るかもしれないからっていうことで予算に計上する訳ですね。でも結果的には使わなければ、使わないだけの話なんだけれども、Colabo のバスカフェで使っている バスの写真を詳細に見て、年式を特定するとかいう人がいるんです。この人は2014年から付きまとっている古参の

ストーカーなんですけれども「毎年毎年都にタイヤの予算請求をしておきながら、実は買ってないじゃねーかこいつら」と「2014年からずーっと同じタイヤ使ってやがる」みたいな事を、見つけたぜーってという感じで面白おかしく書いている。でも実際にはバス 以外の車ある訳だから、という解釈すればそれだけの脱力するような稚拙な話なんです」等と述べた（24頁）。

エ 本件発言の前後にわたって、被告太田は原告のことを刑事告訴するといったことや原告が犯罪行為をしている旨を述べたことは無い。

2 あてはめ

(1) 本件発言の内容

ア 本件発言は、第2・1に述べるとおり、2015年頃からの原告による被告仁藤に対するつきまとい行為、2022年8月頃からの原告による被告仁藤に対するつきまとい行為があったことを前提に、このような原告の行動についての客観的事実を「古参のストーカー」と表現するものである。

イ 答弁書にも述べたとおり、「ストーカー」とは、「特定の個人に異常なほど関心を持ち、しつこく跡を追いかける人」である。そして、東京都公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（迷惑防止条例）5条の2は、「何人も、正当な理由なく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような行為」を各号に定め、禁止している（答弁書・第3・2(2)イ、ウ）。

従って、原告の被告仁藤及び同 Colabo に対するつきまとい行為が迷惑防止条例5条の2の各号に該当するないし類するものと認められるのであれば、その表現は正当な論評である。

(ア) 2015年頃からのつきまとい行為（第2・1(2)）

原告は、2015年5月21日に被告仁藤の出席する記者会見に参加したことをきっかけに、被告仁藤に関する虚偽の情報を含む投稿を Twitter、原告のブ

ログ記事で繰り返し行った（第2・1(2)ア）。これは、「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（6号）に該当する。また、ネット上での「つきまとい」（1号）でもある。

原告は、被告仁藤及び同 Colabo に対して高圧的・強迫的な問い合わせを繰り返し行った（第2・1(2)イ）。これは、ネット上での「住居等に押し掛け」（1号）、「拒まれたにもかかわらず、連続して、…電子メールの送信等をする」（4号）に類するものである。

そして、原告が虚偽の情報を含む投稿を行ったことにより、被告仁藤の講演会の運営に支障を生じさせる等被告仁藤に実害が発生した（第2・1(2)ウ）。

(4) 2022年8月頃からのつきまとい行為（第2・1(3)）

a 「X」（Twitter）上において被告仁藤に言及する投稿を執拗に行う行為（第2・1(3)ア）

原告は、2022年8月頃から「X」（Twitter）上において被告仁藤に言及する投稿をするようになり、2022年8月25日から2023年9月27日まで被告仁藤に直接言及する投稿を少なくとも768件行った他（別紙ツイート一覧表参照）、被告仁藤を「ゆめにゃん」と呼んで言及する投稿も数百回以上行った（第2・1(3)ア(ア)、(イ)）。

「X」（Twitter）上の投稿は、被告仁藤が原告をブロックしているにもかかわらず四六時中被告仁藤の投稿を監視し、ほぼ毎日のようになされたものである（別紙ツイート一覧表・405、712等）。そして、被告仁藤が原告のツイートや記事を頻繁に閲覧していると妄想し、そのことを顕示しているものもあった（別紙ツイート一覧表・738、769等）（第2・1(3)ア(ウ)）。

これは、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（2号）、「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（6号）に該当する。また、ネット上での「つきまとい」（1号）、「拒まれたにもかかわらず、連続して、…電子メールの送信等をする」（4号）に類するものである。

- b 原告自身の管理・運営する Web サイトにおいて被告 Colabo・被告仁藤について「大量脱税」「詐欺罪成立の余地がある」「福祉名目で困窮した少女に接近して、政治動員へ転用」等とその名誉を毀損する投稿をする行為（第 2・1(3)イ）

原告は、2022年8月24日から2023年8月25日にかけて、自身の管理・運営する Web サイトにおいて被告 Colabo・被告仁藤について「大量脱税」（乙14別紙記事一覧表・52、乙37）「詐欺罪成立の余地がある」（乙14別紙記事一覧表・43）、「福祉名目で困窮した少女に接近して、政治動員へ転用」（乙14別紙記事一覧表・31 乙35）等とその名誉を毀損する48本の記事を投稿した。

これは、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（2号）、「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（6号）に該当する。

- c 被告仁藤の過去の水着写真等のプライベートの写真を保存したうえで被告仁藤に無断で揶揄する文言と共に繰り返し投稿する行為（第2・1(3)ウ）

原告は、被告仁藤の過去の水着写真等のプライベートの写真を保存したうえで被告仁藤に無断で揶揄する文言と共に繰り返し投稿した（乙12別紙ツイート一覧表・528～530、532等 乙47～乙49）（第2・1(3)ウ(ア)、(イ)）。

原告は、2022年9月5日、被告仁藤の大学生時代のプライベートの写真を被告仁藤に無断で大量に掲載したうえで被告仁藤を揶揄・侮辱する記事も投稿した（乙14別紙記事一覧表・17、乙38）（第2・1(3)ウ(ウ)）。

これは、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（2号）、「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（6号）、「その性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと」（7号）に該当する。

原告のこれらの行為のため、被告仁藤は、大学生の頃に日々の生活の写真を投稿していた「フォト蔵」という SNS のアカウントを削除せざるを得なくなつた（第 2・1(3)ウ(イ)、(エ)）

- d 被告仁藤が食事をする写真について「フェラ画像」等と称して繰り返し投稿する行為（第 2・1(3)エ）

原告は、2022年11月8日以降、被告仁藤がフランクフルトを食している際の本件写真を被告仁藤に無断で引用したうえで「擬似口腔性交」「擬似フェラ」「お下劣」という卑わいな表現を用いて、被告仁藤が食品を用いて擬似的に口腔性交していると侮辱する投稿を繰り返し被告仁藤を中傷している（乙12別紙ツイート一覧表・109（乙46）、315（乙50）、321（乙51）、556、632、737、745、746、776等多数）（第 2・1(3)エ(ア)）。

本件写真は、擬似口腔性交をしている様子を写したのではなく、原告はどのような趣旨の写真であるか認識しているにもかかわらず、上記のような投稿を繰り返し、被告仁藤の精神的苦痛を知ると、一層頻繁に被告仁藤を侮辱する投稿を繰り返すようになった（第 2・1(3)エ(イ)～(エ)）。

これらは、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（2号）、「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（6号）、「その性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと」（7号）に該当する。また、ネット上での「つきまとい」に類するものである。

- e 拒否されているにも拘らず執拗に面談や討論を要求したり、被告仁藤及び被告 Colabo にメールで質問状を送りつける行為（第 2・1(3)オ）

原告は、被告仁藤から「X」上においてブロックされているにもかかわらず、被告 Colabo や被告仁藤に対して執拗に面談や討論を要求したり、被告仁藤及び被告 Colabo にメールで質問状を送りつけたりしている（乙13別紙接触行為一覧表）。2022年11月19日の被告 Colabo に対するメー

ルは、被告 Colabo が保護している少女達の住所や被告仁藤の住所について答えるよう求める内容であったため（乙 1 3 別紙接触行為一覧表 2 0・乙 3 0）、被告らは原告による晒し行為や直接的な加害行為を警戒する必要が生じた（第 2・1(3)オ(7)）。

これは、「拒まれたにもかかわらず、連続して、…電子メールの送信等をする事」（4号）に該当する。また、「住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと」（1号）、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（2号）を企てようとするものであり、これらに類するものである。

さらに、原告は、阿蘇牧師という被告仁藤のかつての恩師の関係する場所にわざわざ訪れて写真撮影を行ったり（（乙 1 2 別紙ツイート一覧表 4 1、4 9、7 8 等）、「私は、仁藤氏を社会活動に引き込んだ阿蘇敏文牧師の眠る牛久の百人町教会墓地に仁藤氏が横たわるまでその不正義を追い続けます」という被告仁藤の生命を脅かすことまで述べている（乙 1 2 別紙ツイート一覧表 4 7 5・2 0 2 3 年 1 月 2 8 日付ツイート 乙 5 9）（第 2・1(3)オ(4)）。

これは、「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと」（1号）、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（2号）に該当する。

f 被告 Colabo が事業に用いているバスの駐車場所（非公開のもの）を突き止めて被告 Colabo に無断で撮影したうえで写真を自身のブログに投稿する行為及び撮影動画を自身の YouTube チャンネルに投稿する行為（第 2・1(3)カ）

原告は、2 0 2 2 年 1 1 月 4 日、被告 Colabo が事業に用いているバスの駐車場所（非公開のもの）を突き止めて 2 0 2 2 年 1 0 月 3 0 日に被告 Colabo に無断で撮影したバスの写真及びタイヤの写真を掲載した記事を投

稿した(乙1)。さらに、原告は、同月29日、前記無断撮影の際の動画を自身のYouTubeチャンネルに投稿した(乙15別紙動画一覧表・1～3 乙63～乙65)。

これは、「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと」(1号)、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」(2号)に該当する。

当時、バスを刃物で傷つけられる被害が発生しており、支援対象の女性やスタッフの身を守るためにバスの駐車場所は被告Colaboにとって重大な事業活動上の秘密であったにもかかわらず、原告は前記行為に及んで、被告Colabo及び被告仁藤の活動を脅かした。そのために、被告Colaboは警察に逐次状況を共有したり活動の際に周囲を警戒したりする必要が生じ、被告らの活動は萎縮せざるを得なかった。

g 被告Colabo事務所を訪問したり、その周辺にたむろして事務所を見張ったりして被告仁藤の住所を突き止めようとする行為及び被告仁藤の住所と思わしき場所を晒し上げる行為(第2・1(3)キ)

原告は、2022年11月14日、原告が2022年11月6日から同月12日にかけて被告Colabo事務所を訪問したり、その周辺にたむろして事務所を見張ったりして被告仁藤の住所を突き止めようとしていたことを示す記載、被告Colaboの周辺店舗の人間にまでわざわざ尋ねて被告仁藤の住所や生活実態を突き止めようとしていたことを示す記載、被告稲葉と被告仁藤の関係について言及しながら被告仁藤の住所について推理して突き止めようとする記載の内容を自身のウェブサイト記事に投稿し(乙14別紙記事一覧表・40、乙66)、これをツイッターで拡散した(乙12別紙ツイート一覧表87)。原告はこの行動を詳細に説明する動画も投稿した(乙15別紙動画一覧表・15 乙67)。

これは、「つきまとい、待ち伏せ」「住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと」(1号)、「そ

の行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」(2号)に該当する。

当時、被告 Colabo や被告仁藤には大量の送りつけ等の嫌がらせや殺害予告・強姦予告がなされており、被告仁藤にとって自身の住所情報は自身の身を守るために決して第三者に晒されてはならないプライバシー性の極めて高い個人情報であった。それにもかかわらず原告が前記行為に及んだことにより、被告仁藤は身の危険に脅かされることになった。そして、被告仁藤は原告のつきまといや原告の記事を読んだ第三者による加害行為を避けるために必要以上に身の回りを警戒せざるを得なくなった。

さらに、原告は、2023年1月13日、当該記事と同内容の動画を被告仁藤のプライバシーを再び強度に侵害した(別紙動画一覧表・15)。これも、1号、2号に該当する。

ウ 以上のとおり、原告の種々の行為は、迷惑防止条例に定めたつきまとい行為、それに類する行為に該当する。このような原告のつきまとい行為が2015年には既になされていた。そして、原告のつきまとい行為により、被告仁藤は原告の行為についての凄まじい生理的嫌悪感を抱くだけでなく、原告による晒し行為などにより生命・身体の安全、平穏が脅かされた。また、被告 Colabo の支援する少女や関係者生命・身体の安全、平穏が脅かされ、業務が著しく妨害された。このように、被告仁藤、同 Colabo の被害は深刻であった。

そうであるとすると、被告のつきまとい行為を捉えて「古参のストーカー」と表現した本件発言は、正当な論評であり、仮にその論評の中に原告の能力に対する否定的な評価が含まれていたとしても、その人の人格的価値や存在価値が否定されてしまうようなものではないのであるから、名誉感情毀損は成立しない。

(2) 本件発言の文脈

本件発言は、被告仁藤、被告 Colabo の訴外暇空に対する損害賠償請求訴訟の提訴を受けて本件弁護団及び被告 Colabo の理事らが行った記者会見の場で被告太田がしたものである。同記者会見において、記者から補助金の不正受給のデマについ

て説明を求める質問があり、被告太田がタイヤに関するデマを具体例として出して説明した。そして、タイヤに関するデマは原告もしていたところ、原告自らが撮影したバスの写真に写ったタイヤを詳細に見てタイヤの年式を特定した上、「X」(Twitter)、原告自身の運営する Web サイトに記事を掲載するという、迷惑防止条例の「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと」(1号)「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」(2号)に該当し、ストーカー行為と評価できるものであった。そして、このような原告の行為は、単に訴外暇空の主張に追随してデマを広めるのにとどまらず、被告仁藤、同 Colabo 関係者等の生命・身体、平穩を脅かす非常に危険なものであったから、特に原告の行為を「ストーカー」として取り上げる意義が大きかった。

被告太田の「ストーカー」と表現する発言は、このような文脈におけるものである(第2・1(4)ウ)。

原告は、第2・2(1)に述べるとおり、2015年から被告仁藤、同 Colabo に対する度重なる付きまとい行為をするという「古参のストーカー」と評価されるのが正当な論評と言える行為をしていたのであるから、原告の行為により深刻な被害を受けた被告仁藤、被告 Colabo らの代理人である被告太田から厳しい批判をされたとしても甘受すべきである。

(3) 当該言動の態様(手段・方法)及び状況

本件発言は、訴外暇空の提訴に関する記者会見において、記者のデマに関する質問に対する回答の中で被告太田がしたものである。原告の付きまとい行為は様々な態様があり、その数も膨大であるが、その1つであるタイヤについてのデマに関する具体例を挙げたのみである。そして、原告に関する個人情報を出されていない。

したがって、本件発言は、膨大な付きまとい行為を行っていた原告に対する批判としては非常に控えめなものであり、穏当なものであったと評価できる。

(4) 当該言動の程度、特にその頻度・回数

本件発言は、記者会見の場で1回なされたにすぎず、同趣旨の発言が執拗にくりかえされたとかいう事情は存在しない。

(5) 当該言動に至る経緯とその後の状況

本件発言に至る経緯は前記のとおりであり、原告は、第2・2(1)に述べるとおり、2015年から被告仁藤、同 Colabo に対する度重なる付きまとい行為をするという「古参のストーカー」と評価されるのが正当な論評と言える行為をしていたのであるから、原告の行為により深刻な被害を受けた被告仁藤、被告 Colabo らの代理人である被告太田から厳しい批判をされたとしても甘受すべきである。

(6) 当該言動に係る当事者の関係

原告と被告との間には元々社会生活上の接点は一切なかったが、2015年に被告仁藤が行った記者会見以来、被告仁藤、同 Colabo が拒否しているにもかかわらず、一方的に被告仁藤、同 Colabo に対する付きまとい行為を行ったことにより、社会的な接点が発生してしまったものである。原告が付きまとい行為を止めさえすれば、社会生活上の接点は消える関係である。

また、原告の名誉感情を回復しなければ原告の社会生活に支障が生じるような事情も存在しない。

(7) 年齢、職業、社会的地位等

被告仁藤は、明治学院大学国際平和研究所研究員で10代女性を支える活動を行っている30代の社会活動家である。

被告 Colabo は、10代女性向けシェルター・シェアハウス、10代女性無料のバスカフェの運営などを通じ、10代女性の自立支援を目的とする一般社団法人であり、被告仁藤が運営している。

被告稲葉、被告齋藤、被告細金は、同 Colabo の関係者である。

被告神原、被告太田、被告角田、被告中川、被告堀、被告永田は、訴外暇空の事件等で被告仁藤、同 Colabo の代理人をしている弁護士である。

原告は、ジャーナリスト、ネットメディア・エコニュース編集長を自称している40代男性である。

原告はジャーナリスト、ネットメディア・エコニュース編集長を自称するのであれば、一般人以上にデマに基づく情報発信は許されず、情報を得る手段について

適正さが求められ、問題があれば批判されるべき立場にある。そして、2015年から被告仁藤、同 Colabo に対する度重なる付きまとい行為をするという「古参のストーカー」と評価されるのが正当な論評と言える行為をしていたのであるから、原告の行為により深刻な被害を受けた被告仁藤、被告 Colabo らの代理人である被告太田から厳しい批判をされたとしても甘受すべきである。それにもかかわらず、その批判を違法なものとして被告仁藤、同 Colabo だけでなく、被告 Colabo の関係者、代理人の弁護士を被告として裁判まで起こしたのが本件である。

(8) 当該言動の動機、目的、意図等の諸般の事情

訴外暇空の主張に追随して、多くの者から被告仁藤、同 Colabo に関するデマが流され、被告仁藤、同 Colabo の受けた被害が深刻な状況があった。そして、単に訴外暇空に追随するだけでなく、ストーカー行為と評価できる執拗な付きまとい行為を行ったため、被告仁藤、同 Colabo 関係者等の生命・身体、平穩が脅かされ、同 Colabo の業務が妨害される非常に危険な状況にあった。被告太田は、このような原告の付きまとい行為の危険性、問題点を指摘する趣旨で「ストーカー」という言葉を使って本件発言をしたのである。

したがって、本件発言の動機、目的、意図は正当なものである。

(9) 小括

以上の状況に照らせば、本件で原告について名誉感情毀損が成立する余地はない。

3 結論

よって、「古参のストーカー」との表現は、原告を犯罪者呼ばわりしたものではなく、原告による長年の付きまといという外形的行為について客観的に表現したものであり、格別その人格を攻撃したものでもなく、また、原告において当該表現を受忍すべき行動をとっていること等を考慮すれば、当該表現が社会通念上受忍すべき限度を超えた侮辱とはいえず、本件で不法行為は成立しない。

以上